

令和元年 8 月 22 日

市川市指定介護サービス事業者 各位

市川市 福祉政策課長

市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  
の趣旨及び内容について

日頃より本市の福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。）第 79 条第 2 項第 1 号、第 81 条第 1 項及び同条第 2 項、第 47 条第 1 項第 1 号に規定する基準等については、市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 30 号。以下「居宅介護支援条例」という。）を平成 30 年 7 月 4 日より施行しており、事業者各位におかれましては、居宅介護支援条例を遵守した運営をして頂いているところではございますが、居宅介護支援条例の趣旨及び内容（独自基準を除く）については、下記の通知に準じた取り扱いをして頂くようよろしくお願い申し上げます。

記

1 通知

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）

2 対象事業者

市川市指定居宅介護支援事業者、基準該当居宅介護支援事業者

【お問い合わせ先】

〒272-8501

市川市南八幡 2-20-2 市川市福祉部福祉政策課 施設グループ

TEL047-712-8548（直通） Fax047-712-8741